

患者様各位

平成22年4月1日より

「院外処方せん」の発行を開始致します。

当院でも、厚生労働省が進める「医薬分業」を図るため、「院外処方せん」の発行を推進してまいります。

患者様には、院外処方せんをお持ちになる際、ご都合の良い保険薬局（かかりつけ薬局）をお決めいただき、予め服用中のお薬を保険薬局にお知らせ下さい（お薬の情報提供やお薬手帳を保険薬局に持参して下さい）。

なお、院外処方せんの有効期限は発行日を含めて4日間です。4日間を過ぎますと、院外処方せんは無効になりますのでご注意ください。